不利益処分に係る処分基準

処	分の名称	食鳥処理事業の許可の取消し又は全部若しくは一部停止 命令
根拠条例·規則等名		食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律
条項		第9条
所	管 部 課	保健衛生局保健部食肉衛生検査所 (電話:048-851-4100)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場 合 は そ の 理 由)	基準を定めることが困難であるため。)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
	備 考	